

親族優先提供に関する重要なお知らせ

改正臓器移植法の一部が施行されます

～平成22年1月17日より、親族への優先提供が始まります～

改正臓器移植法の一部施行に伴い、平成22年1月17日より、臓器を提供する意思表示に併せて、親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示することができます。

【親族への優先提供が行われる場合】

- ① ご本人(15歳以上の方)が臓器を提供する意思表示に併せて、親族へ優先提供の意思表示を書面により表示している
- ② 親族(配偶者※1、子ども※2、父母※2)が移植希望登録をしている
- ③ 医学的な条件(適合条件)を満たしている

※1 婚姻届を出している方。いわゆる事実婚の方は含みません。

※2 実の親子のほか、特別養子縁組による養子及び養父母を含みます。

【親族への優先提供の意思を表示する方法】

- ① (社)日本臓器移植ネットワークのホームページから意思を登録する
臓器提供意思登録サイトから、意思を登録することができます。
ホームページ <http://www.jotnw.or.jp> モバイルサイト <http://www.jotnw.or.jp/m>
- ② 臓器提供意思表示カード・シールなどの意思表示欄に記載する
余白に「親族優先」と記載することができます。
(優先提供する親族の名前を記載した場合の取扱いは、留意事項②をご覧ください)

【留意事項】

- ① 医学的な条件などにより移植の対象となる親族がいない場合は、親族以外の方への移植が行われます。
- ② 優先提供する親族の方を指定(名前を記載)した場合は、その方を含めた親族全体への優先提供意思として取り扱います。
- ③ 「〇〇さんだけにしか提供したくない」という提供先を限定する意思表示があった場合には、親族の方も含め、臓器提供が行われません。
- ④ 親族提供を目的とした自殺を防ぐため、自殺した方からの親族への優先提供は行われません。



親族優先提供についてのQ & A

Q	A
1 親族優先提供の対象となる「親族」の範囲は、具体的に誰ですか？	配偶者、子ども及び父母を指します。 ※いわゆる事実婚の配偶者や、特別養子縁組以外の縁組による養子及び養父母は含まれません。
2 親族優先提供の意思はどのように表示すればいいですか？	(社)日本臓器移植ネットワークのホームページやモバイルサイトから、意思を登録することができます。 ホームページ http://www.jotnw.or.jp モバイルサイト http://www.jotnw.or.jp/m 臓器提供意思表示カード・シールや、健康保険証の意思表示欄の余白に「親族優先」と記入することもできます。
3 親族のうち子どもだけを指定したり、①子ども→②配偶者→③父母などのように優先順位をつけることはできますか？	特定の親族を指定したり、親族に順位をつけることはできません。 このような意思が表示されていた場合は、その方を含めた親族全体への優先提供意思として取り扱います。
4 親族だけに提供することはできますか？	「親族だけに提供し、その他の方には提供しない」といった、提供先を限定する意思表示はできません。 そのような意思が表示されていた場合は、臓器提供そのものができなくなります。
5 親族優先提供の意思表示をしたら、必ず親族に提供できますか？	移植希望の登録をしている親族がいない場合や、移植希望登録されている親族の方が医学的な条件を満たさない場合は、親族以外の方に移植が行われます。 また、親族へ臓器を提供することを目的とした自殺を防ぐため、親族への優先提供の意思を表示していた方が自殺をした場合には、親族への優先提供は行われません。
6 親族に移植希望者が2人以上いた場合、その移植順位はどうやって決まりますか？	優先的に移植を受ける候補となる親族の方が複数いる場合は、医学的な緊急度などの基準によって移植順位が決まります。

厚生労働省 社団法人日本臓器移植ネットワーク

意思登録窓口

ホームページ <http://www.jotnw.or.jp> モバイルサイト <http://www.jotnw.or.jp/m>

お問合せ先

社団法人日本臓器移植ネットワーク

☎0120-78-1069 携帯からは03-3502-2071

